

令和3年12月27日

社会福祉法人恵心会行動計画（第7回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次に行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：育児休業について、女性職員取得率は100%達成中のため継続し、計画期間内に、男性職員計画期間中に1人以上取得すること。

（対策）

- 「パパ休暇」・「パパ・ママ育休プラス」の理解促進
- 育児休業制度の周知（休業期間は社会保険による休業手当の申請支援）
- 育児休業や勤務時間の短縮制度の運用について各部署リーダーへの研修
- 職員会議等により職員への周知

目標2：令和4年1月以降、所定外労働の削減を図る。

（対策）

- 令和4年1月以降随時、各部長、各部署リーダーに所定外労働の削減を指示し、徹底を図る。
- 所定外労働の理由把握や、会議等で検討し業務改善を図る。
- 職員会議等により職員への周知

目標3：多様な労働条件の整備をする。

（対策）

- 多様な雇用制度を創設し、短時間労働の導入及び補助業務の導入検討
- 再雇用制度の充実と周知